

【報 告】

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東郷町国民健康保険税条例（昭和 38 年東郷町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「58 万円」を「61 万円」に改める。

第 23 条中「58 万円」を「61 万円」に改め、同条第 2 号中「275,000 円」を「28 万円」に改め、同条第 3 号中「50 万円」を「51 万円」に改める。

附 則

- この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の東郷町国民健康保険税条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第 2 条第 2 項関係

保険税の項目	保険税の税率		
	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
① 所得割	5.85% [5.69%]	1.64% [1.52%]	1.34% [1.22%]
② 均等割	25,500 円 [25,300 円]	7,000 円 [6,700 円]	7,600 円 [7,200 円]
③ 平等割	23,400 円 [24,400 円]	6,600 円 [6,700 円]	4,700 円
限度額	610,000 円 [580,000 円]	190,000 円	160,000 円

※[]内は平成 30 年度の税率等

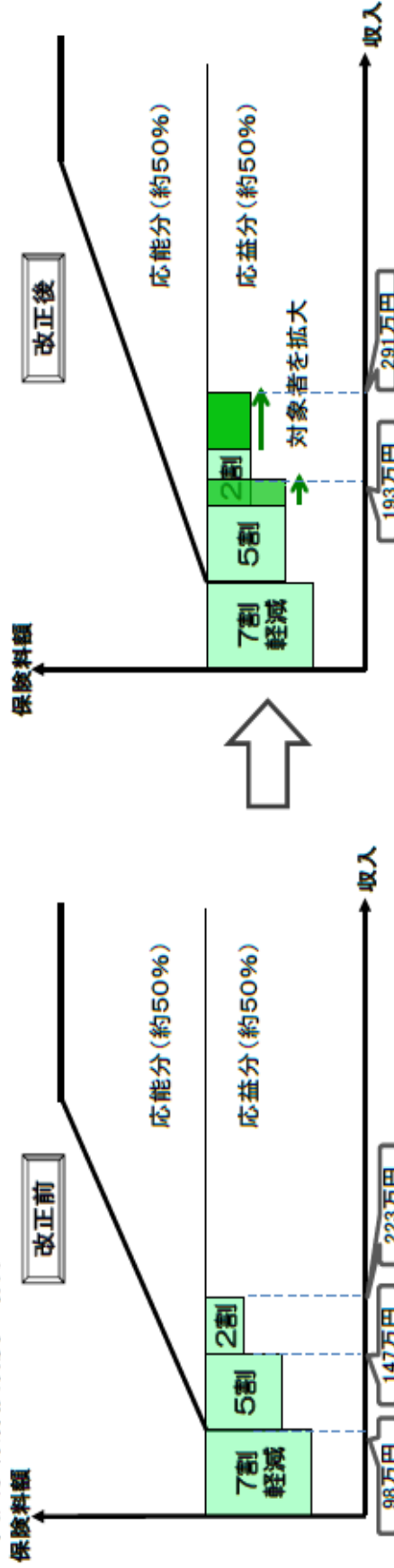
第 23 条関係

	軽減割合	条 件	
		新	旧
低所得世帯に対する軽減	7 割	総所得金額が 33 万円 以下	総所得金額が 33 万円 以下
	5 割	総所得金額が 33 万円 + <u>28 万円</u> ×被保険者数以下	総所得金額が 33 万円 + <u>27 万 5 千円</u> ×被保険者数以下
	2 割	総所得金額が 33 万円 + <u>51 万円</u> ×被保険者数 以下	総所得金額が 33 万円 + <u>50 万円</u> ×被保険者数 以下

国民健康保険・後期高齢者医療の低所得者の保険料軽減措置の拡充

○ 平成26年度に国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の軽減判定所得の基準を見直し、保険料の軽減対象を拡大。
 【平成31年度所要額(公費) 612億円】

＜国民健康保険制度の場合＞



《具体的な内容》

① 2割軽減の拡大 ... 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

年度	基準額	33万円	45万円	47万円	48万円	49万円	50万円	51万円
(25年度)	基準額	33万円	45万円	47万円	48万円	49万円	50万円	51万円
(26年度)	基準額	33万円	45万円	47万円	48万円	49万円	50万円	51万円
(27年度)	基準額	33万円	45万円	47万円	48万円	49万円	50万円	51万円
(28年度)	基準額	33万円	45万円	47万円	48万円	49万円	50万円	51万円
(29年度)	基準額	33万円	45万円	47万円	48万円	49万円	50万円	51万円
(30年度)	基準額	33万円	45万円	47万円	48万円	49万円	50万円	51万円
(31年度)	基準額	33万円	45万円	47万円	48万円	49万円	50万円	51万円

② 5割軽減の拡大 ... 現在、二人世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とする。軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

年度	基準額	33万円	45万円	47万円	48万円	49万円	50万円	51万円
(25年度)	基準額	33万円	45万円	47万円	48万円	49万円	50万円	51万円
(26年度)	基準額	33万円	45万円	47万円	48万円	49万円	50万円	51万円
(27年度)	基準額	33万円	45万円	47万円	48万円	49万円	50万円	51万円
(28年度)	基準額	33万円	45万円	47万円	48万円	49万円	50万円	51万円
(29年度)	基準額	33万円	45万円	47万円	48万円	49万円	50万円	51万円
(30年度)	基準額	33万円	45万円	47万円	48万円	49万円	50万円	51万円
(31年度)	基準額	33万円	45万円	47万円	48万円	49万円	50万円	51万円

＜後期高齢者医療制度の場合＞

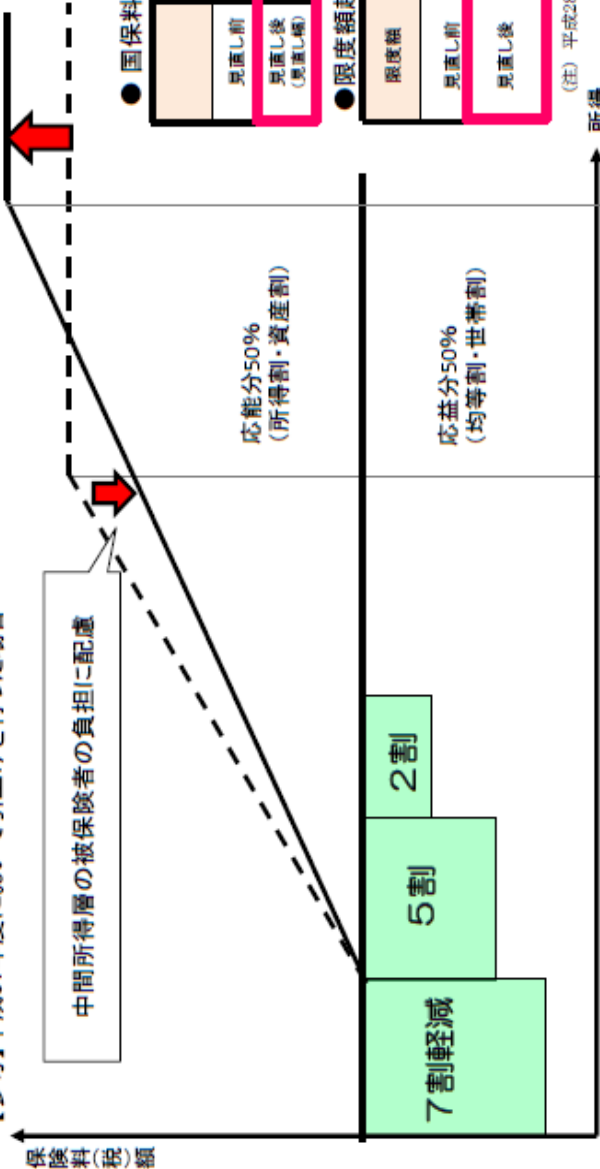
後期高齢者医療制度においても同様の見直しを行う

※ 給与収入、三人世帯の場合

平成31年度の国保保険料(税)賦課(課税)限度額の在り方

- 国保料(税)の賦課(課税)限度額については、被用者保険におけるルール(※)とのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を引き上げているところ。
※最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%～1.5%の間となるように法定されている。
- 平成31年度においては、高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれる中で、保険料負担の公平を図る観点から、基礎賦課分を3万円引き上げることとする。(後期高齢者支援金等分及び介護納付金分は据え置く)

【参考】平成31年度において引上げを行った場合



※ 限度額(医療分)に達する収入及び所得 (注1、注2)
(基礎賦課(課税)分+後期高齢者支援金等分)

【平成30年度】
給与収入 約1,060万円 / 年金収入 約1,060万円
(給与所得 約840万円 / 年金所得 約840万円)

【平成31年度】
給与収入 約1,100万円 / 年金収入 約1,090万円
(給与所得 約880万円 / 年金所得 約880万円)

(注1) 給与収入又は年金収入を有する単身世帯で試算。

(注2) 保険料率等は、旧ただし書・4方式を採用する平成28年度全国平均値で試算。平成28年度 所得割率 8.59%、資産割率 14.32%、均等割率 29.98%、世帯割率 28.15%。

同様の考え方で平成31年度の限度額に達する収入を試算すると、3方式の場合には給与収入約980万円/年金収入約960万円、2方式の場合には給与収入約1,120万円/年金収入約1,110万円となる。

上限額(引上げ後)【平成31年度：医療分 80万円】

上限額(引上げ前)【平成30年度：医療分 77万円】

● 国保料(税)賦課(課税)限度額の見直し(平成31年度)

	医療分 (計)	基礎賦課 (課税)分	後期高齢者支援 金等賦課(課税)分	介護納付金 賦課(課税)分	合 計
見直し前	77万円	50万円	19万円	16万円	93万円
見直し後 (見直し額)	80万円 (+3万円)	61万円 (+3万円)	19万円 (増減なし)	16万円 (増減なし)	96万円 (+3万円)

● 限度額超過世帯の割合(平成31年度(推計))(注)

	医療分 (計)	基礎賦課 (課税)分	後期高齢者支援 金等賦課(課税)分	介護納付金 賦課(課税)分	合 計
見直し前	2.15%	2.36%	1.60%	1.01%	1.86%
見直し後	1.99%	2.15%	1.60% ※1万円引き上げると 1.45%	1.01% ※1万円引き上げると 0.88%	1.75%

(注) 平成28年度国民健康保険実施調査に基づき、31年度における状況を推計したもの。